

川崎市営駐輪場免除申請手続きについて

令和3年1月

【1】一時利用について

駐輪場管理員を配置している駐輪場で、一時利用施設を設置している駐輪場において一時利用をすることができる。

駐輪場を利用する場合は、施設管理員へ障害者手帳等を提示し、管理員の指示に従い一時利用する。利用には都度、障害者手帳等の提示が必要となる。

*管理員は一時利用免除者を種別ごとに確認し、台帳で管理します。

【2】定期利用について

駐輪場利用料金を免除で利用する場合は次のとおり手続きが必要となる。

定期利用の期間は、1 箇月と 3 箇月とする。

自転車等駐車場利用料金免除申請書の提出及び手帳の確認方法について

① 生活保護の場合

生活保護法の規定により、駐車場利用料金の免除を受ける場合は、免除申請書及び居住地の福祉事務所が発行する被保護証明書の提出。

*「被保護証明書」原本を提出

② 身体障害者・知的障害者・精神障害者の場合

免除申請書及び以下の手帳等の提示

・身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により交付を受けた身体障害者手帳

・知的障害者 療育手帳(川崎市療育手帳制度実施要綱の規定による)

・精神障害 精神保健及び精神障害福祉法に規定する精神障害者保健福祉手帳

*手帳は提示のみ(新規及び更新時)とするが、精神障害者保健福祉手帳は有効期限、療育手帳には次回判定年月日があるので、年度途中で有効期限等がきれる場合は、障害者手帳の更新後の最初の申請時に再度提示が必要。

③ その他(震災被災者等)

・確認書類(書類名や発行番号)を提示及び記載

【3】その他

免除で駐輪場の定期利用をする場合は、複数の駐輪場は利用できません。

他の駐輪場を利用する場合は一時利用に限ります。

※受付は各管理事務所での窓口対応となります。

◎ご利用になるエリアの管理事務所・連絡先の一覧は[こちら](#)

◎利用したい施設の定期利用空き状況は[こちら](#)

自転車等駐車場利用料免除申請書

令和 3年 4月 1日

(あて先) 川崎市交通安全協会・NCD共同企業体

申請者 住 所 神奈川県川崎市〇区×町1-11-2

氏 名 川崎 太郎 ⑩

電 話 044 (805) 12×3

川崎市自転車等の放置防止に関する条例第23条の規定に基づき、
自転車等駐車場の利用料の免除を受けたいので、つぎのとおり申請します。

★定期券の免除を受けられる施設は、川崎市営駐輪場「1施設」に限ります。

上記、承諾しました。(チェックをお願いいたします)

免除を申請する理由	障がい者手帳保持のため、申請します
-----------	-------------------

注) 太線の枠内のみ記入してください。

免除の金額	自転車	原動機付自転車及び自動二輪車	
	〇〇〇〇円	円	
申請の確認	<input checked="" type="checkbox"/> 身体障害者	身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある人として記載されている人	
	<input type="checkbox"/> 知的障害者	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定され、療育手帳に障害の程度その他の事項の記載がある人	
	<input type="checkbox"/> 精神障害者	精神保健及び精神障害福祉に関する法律第45条2項の規定による精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている人 有効期限 年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 生活保護受給者	生活保護法第19条第1項の規定により生活保護を受けている人	
	<input type="checkbox"/> その他	() 確認書類：書類名 () 発行番号等 () ※その他の理由による免除については、確認書類名、発行番号等を記載。	
	※確認書類についての写しの提出は不要。 ただし、生活保護受給者については、「被保護証明書」原本を提出。		
駐車場名	〇〇駅第〇施設	管理員名	管理 次郎
整理番号 発行ステッカー等			